

労働災害に関する富岡労働基準監督署への再発防止策の報告について

< 参 考 資 料 >
2019年8月19日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

<概要>

- 2019年7月18日、福島第一原子力発電所の構内において、協力企業作業員が溶接作業中に右腕を火傷（Ⅱ度）する災害が発生しました。（7月29日に不適合として公表済み）本件については、福島原子力企業協議会よろず相談窓口（※）に匿名の投書が寄せられたことについて7月22日に当社に情報提供があり、人身災害の発生を確認するに至ったものです。
- 本件については、負傷者は休業していないことから労働安全衛生法に基づく、労働基準監督署への報告の対象外の事案ではありますが、不休災害であっても人身災害は当社に報告するルールとなっており、それが徹底されておりました。
- また、本投書ではその他に、1次請企業が当該作業員に対し、医療機関には「作業起因」ではないと説明するよう指示をしたことが記載されており、元請企業に事実関係の調査を行ったところ、投書に記載された内容が事実であることを確認したことから、事実関係について、7月23日に富岡労働基準監督署に報告いたしました。
- 当社は、2018年6月9日に発生した災害に対して、当社に報告がなかったことを踏まえて(2019年7月5日公表済み)、7月31日に富岡労働基準監督署に「労働災害等の情報が速やかに報告される仕組みならびに同種事案の再発防止策」を報告しておりますが、8月6日に富岡労働基準監督署から7月31日に報告した再発防止策が確実になされる仕組み作りを精査し報告するよう文書を受領いたしました。
- 本日、再発防止策として富岡労働基準監督署に以下の内容を報告いたしました。今後同様の事案が発生しないよう再発防止策の徹底を図り、厳正な管理・監督に努めてまいります。

※福島原子力企業協議会よろず相談窓口：東京電力と発電所で働く方々の相互の信頼関係を強化する事を目的として、発電所の運営に関する様々な相談を受け付けている相談窓口。

再発防止策の内容（8月19日付富岡労働監督署への報告内容）

<再発防止策>

1. 2019年7月31日付改善報告の精査について

- ・引き続き実施していく。

2. 労働災害等の情報が確実に報告される仕組み（改善事項）

- ・直接、東京電力へ声をあげる既存の仕組みは機能していることから、現在のエコーBOXの設置場所等について、より作業員の動線を考慮した活用しやすい配置に変更する。
- ・また既存の仕組みの拡大を図り、ウェブサイト「1 FOR ALL JAPAN」内に投稿が可能な新たな仕組みを検討する。

（参考）7月31日付富岡労働基準監督署への改善報告内容

(1) 既存の仕組みの周知と活用

a. 入所時教育，作業班長教育で実施すること

- ・けがや傷病が発生した場合は、速やかに救急医療室（E R）を活用するよう改めて周知すると共に、自らの身を守るためにも積極的な利用についても伝える。
- ・作業員がけがや傷病を発生または発見時に、万が一作業班長や元請へ報告されない場合には、直接、東京電力へ声をあげる既存の仕組み（エコーBOX、ご意見箱等）が利用できることを改めて周知する。

b. 元請企業に対し指導をすること

- ・元請け企業に対して、「下請け企業の事業主（管理者）に対し、労災かくしは犯罪であり罰則があること、を改めて伝えるとともに、情報を速やかに上げる必要があること」について指導する。

(2) 歯止めの対策（元請企業に対し指導をすること）

- ・元請企業に対して、作業終了後（ミーティング、翌日の朝礼等）、作業員一人一人の労働災害有無について確認の徹底を指導する。

現地溶接型タンク設置工事における溶接作業時の人身災害について

1. 発生日時

2019年7月18日 午前8時50分頃

2. 発生場所

H6タンクエリア

3. 作業内容

現地溶接型タンク設置工事において、被災者は風防足場上での溶接作業を実施中であった。

4. 負傷者の状況（けがの程度）

診断結果：右上肢第2度熱傷（現在はほぼ完治）

なお、翌日は入社し、事務所にて勤務業務を実施。（不休）

5. けがの発生原因

溶接完了後の接合部に右上肢を接触させ、余熱により火傷を負った。なお、耐火服・皮手袋を着用しており、適正な装備を身に付けていた。

